

京 都 大 学 高 等 教 育 研 究 開 発 推 進 セ ン タ ー 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>(前 略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 高等教育研究開発推進センターは、高等教育における教授法、教育課程、教育評価等、教授システムに関する実践的研究を行う。</p> <p>2 高等教育研究開発推進センターは、本学の教育活動の改善について、専門的立場から助言及び協力をを行う。</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、高等教育研究開発推進センターは、その研究成果に基づき高等教育研究開発推進機構の行う全学共通教育の企画、開発及び実施の支援を行う。</p> <p>(センター長)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(後 略)</p> | <p>(目的)</p> <p>第 2 条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4 <u>前 3 項に定めるもののほか、高等教育研究開発推進センターは、その研究成果に基づいて有する教育内容及び方法の改善に係る機能について、他の大学の利用に供するものとする。</u></p> <p>(センター長)</p> <p>第 3 条 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> |